

(お知らせ)

マイナンバー法の運用開始に伴って、償却資産申告書をご提出いただく場合には、**マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載が必要です。**

1 マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

申告の手引き P.10 ～P.11（申告書等の記載方法）をご参照いただき、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあつては13桁の法人番号を所定の記載欄に右詰めで記載してください。

※申告書控え様式には、個人番号・法人番号記載欄はありません。

※法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認は行いません。

2 本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（納税義務者の番号確認及び身元確認。代理申告の場合は併せて代理権確認）を実施しております。下記の(1)又は(2)の納税義務者本人・代理人の確認資料を申告書に添付又は提示（郵送の場合は添付）いただきますようお願いいたします。

(1) ご本人様が申告書を提出する場合（窓口・郵送）・・・納税義務者本人の番号及び身元確認

個人番号確認資料	身元確認資料
個人番号カードのみ（表面・裏面） ※個人番号カードがない場合は、 下記のそれぞれ1点ずつ が必要となります。	
・通知カード（記載された氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しているものに限り） ・住民票等（個人番号が記載されたもの）	運転免許証・顔写真付住民基本カード・公的機関発行の顔写真付身分証明書 （注）上記証明がない場合は下記2点 資格確認書（健康保険証）・キャッシュカード・納税通知書・通帳・顔写真なし身分証明書・年金手帳 等

(2) 代理の方が申告書を提出する場合（窓口・郵送）・・・納税義務者本人の番号確認と代理人の本人確認

納税義務者本人	代理人の本人確認	
個人番号確認資料（下記の1点）	身元確認資料（下記の1点）	代理権確認資料（下記の1点）
・本人の個人番号カード（両面）の写し ・本人の通知カード写し（記載された氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しているものに限り） ・本人の住民票等（個人番号が記載されたもの）	・代理人の個人番号カード（表面） ・代理人の運転免許証 ・代理人の公的機関発行の顔写真付身分証明書 ・税理士証票 （注）上記証明がない場合は下記2点 資格確認書（健康保険証）・キャッシュカード・納税通知書・通帳・顔写真なし身分証明書・年金手帳 等	・委任状【原本】 ・法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類 ・税務代理権限証書 ・（上記が困難な場合） 納税義務者本人しか持ちえない書類（例：資格確認書（健康保険証）、個人番号カードなど）

(3) ご本人様及び代理の方が電子申告 を利用する場合

電子証明書等により本人確認を実施するため、**本人確認資料の添付は不要**です。

3 その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記載及び本人確認にご協力いただきますようお願いいたします。

